

# 令和5年第3回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市下井阪547番地

氏 名 小 林 彰

昭和31年5月18日生

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和5年12月31日任期満了となることに伴い、小林彰君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市名手市場197番地

氏 名 かり や きょう すけ  
仮 屋 恭 介

昭和26年9月26日生

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和5年12月31日任期満了となることに伴い、仮屋恭介君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町善田585番地

氏 名 わか ばやし のぶ ひこ  
若 林 伸 彦

昭和37年8月22日生

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和5年12月31日任期満了となることに伴い、若林伸彦君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第5号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町井ノ口655番地2

氏 名 まつ だ しゅう いち  
松 田 修 一

昭和31年5月4日生

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和5年12月31日任期満了となることに伴い、松田修一君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

議案第46号

令和4年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度紀の川市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第47号

令和4年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第48号

令和4年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)



議案第49号

令和4年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算  
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度  
紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を  
付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第50号

令和4年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第51号

令和4年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

（歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第52号

令和4年度紀の川市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度紀の川市財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第53号

令和4年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算  
の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度紀の川市水道事業剰余金の処分について、議会の議決を求める。また、同法第30条第4項の規定により、令和4年度紀の川市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第54号

令和4年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の  
処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4  
年度紀の川市工業用水道事業剰余金の処分について、議会の議決を求める。また、同法  
第30条第4項の規定により、令和4年度紀の川市工業用水道事業会計決算を別紙監査  
委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第55号

令和4年度紀の川市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度紀の川市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

## 議案第56号

### 紀の川市印鑑条例の一部改正について

紀の川市印鑑条例（平成17年紀の川市条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

#### 提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が公布され、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正の施行等に伴い、所要の改正を行うため。



紀の川市印鑑条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市印鑑条例（平成17年紀の川市条例第12号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 登録者又はその代理人は、登録証を持参し、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 市長は、前条の規定による申請があったときは、登録証_____及び印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 登録者又はその代理人は、登録証を添えて、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。ただし、<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。）</u>の交付を受けた登録者が自ら申請をするときは、登録証に代えて個人番号カードを添付することができる。</p> <p>2 市長は、<u>前項</u>の規定による申請があったときは、登録証（<u>前項ただし書に規定する場合にあっては個人番号カード</u>）及び印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第14条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書等を自動に交付する機能を有するものをいう。）で、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して暗証番号を入力</u></p> <p>_____することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>2 <u>前項の場合において、使用する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符合を利用するために用いるものとして設定された暗証番号とする。</u></p> <p>（印鑑登録証明書交付申請の不受理）</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない_____。</p> <p><u>(1) 登録証の提示をしないとき。</u></p> <p><u>(2) 提示された登録証_____が著しい汚染又は毀損のため識別が困難であるとき。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p>	<p>第14条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書等を自動に交付する機能を有するものをいう。）で、<u>個人番号カード又は移動端末設備（公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）</u>を利用することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>（印鑑登録証明書交付申請の不受理）</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の<u>交付の申請を受理しないものとする。</u></p> <p><u>(1) 提示された登録証又は個人番号カードが著しい汚染又は毀損のため識別が困難であるとき。</u></p> <p><u>(2) 略</u></p>

改正前	改正後
<u>(4) 前3号</u> に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。	<u>(3) 前2号</u> に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)  
この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第57号

紀の川市空家等対策協議会条例の一部改正について

紀の川市空家等対策協議会条例（平成29年紀の川市条例第1号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）が施行されることに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市空家等対策協議会条例（平成29年紀の川市条例第1号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第7条</u>の規定に基づき、紀の川市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) <u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項</p> <p>(2) <u>法第14条第2項</u>に規定する勧告に関する事項</p> <p>(3) <u>法第14条第3項</u>に規定する命令に関する事項</p> <p>(4) <u>法第14条第9項</u>に規定する行政代執行に関する事項</p> <p>(5) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第8条</u>の規定に基づき、紀の川市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) <u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項</p> <p>(2) <u>法第22条第2項</u>に規定する勧告に関する事項</p> <p>(3) <u>法第22条第3項</u>に規定する命令に関する事項</p> <p>(4) <u>法第22条第9項</u>に規定する行政代執行に関する事項</p> <p>(5) 略</p>

附 則（令和 年 月 日条例第 号）

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

議案第58号

令和5年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第59号

令和5年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第60号

令和5年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）



議案第61号

令和5年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第62号

令和5年度紀の川市財産区特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市財産区特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第63号

令和5年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第64号

令和5年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第65号

土地の取得について

新事業用団地造成事業（曾山地区）の造成用地として、下記のとおり土地を取得したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年紀の川市条例第62号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 1. 所在地    | 紀の川市登尾字谷口381番 外6筆        |
| 2. 数量     | 8,942平方メートル              |
| 3. 取得の方法  | 売買                       |
| 4. 取得価格   | 金24,897,300円             |
| 5. 契約の相手方 | 和歌山県紀の川市登尾375番地<br>山下 正高 |

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

新事業用団地造成事業（曾山地区）の造成用地を購入するため。

議案第66号

紀の川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、紀の川市道路線を下記のとおり認定するため、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

認定路線

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1	丸161号線	紀の川市貴志川町丸栖1184番1地先		
		紀の川市貴志川町丸栖1183番8地先		

令和5年8月30日提出

紀の川市長 岸本 健

提案理由

寄附により取得した開発道路を紀の川市道路線として認定するため。